

原子力損害賠償紛争審査会
会長 能見 善久 様

要 望 書



【浪江町内は今もなお、平成 23 年 3 月 12 日で時間がストップしている】

平成24年6月29日
福島県双葉郡浪江町長 馬場 有

国によるエネルギー政策により推進してきた原発事故による損害は、「全町避難による全生活・全コミュニティ崩壊」という想像を絶する事態を生じさせた。まず、これを正確に直視して頂きたい。

さらに、国は、原発事故を想定したシミュレーションシステムを高額にて構築していたにもかかわらず、緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI)による情報を活用することによって「国民の生命の安全を守る」という大前提が、認識から欠如していたことにより、この情報が当町にもたらされることはありませんでした。その結果、多くの町民は、放射線被ばくという生涯にわたる健康不安を子々孫々まで背負わされたことは事実であります。

そういう状況のなか、貴「原子力損害賠償紛争審査会」では、被災者のヒアリングや実態調査を十分に行わない中で指針が検討・決定され、数々の紛争を招き、将来に希望を失い、自殺者さえも続出するという、新たな災害が生じています。

上記に述べたような我々被災者の塗炭の苦しみを御理解いただき、指針の見直しを御再考頂きますよう要請します。

(1)「原子力損害賠償審査会」を再度開催し、指針の改善を要望します。

①「精神的損害」の基準額の見直し(増額)

住宅の転居以外にふるさとを離れた苦痛、

日常的に享受していた自然環境権・景観権の喪失、

従来に比して狭隘で欠陥のある住まいでの苦痛、

コミュニティ崩壊による孤独感、文化の毀損による失望感、

住宅汚損・悪化の精神的苦痛、

遺体捜索遅延による死体の尊厳の棄損、

家族分散生活による喪失感、

避難期間の長期化による苦痛の増幅、等々の

被災実態に即した事象を再検証し、避難指示区域に拘束されない真

の精神的損害の基準を構築すべきであります。